

# 光地区消防組合記者発表資料

令和3年1月19日

件名

第67回文化財防火デーに伴う立入検査等の実施について

内容

## 1 概要

火災等の災害から貴重な文化財を守るため、1月26日の文化財防火デーに併せ、文化財への立入検査を実施しますのでお知らせします。

なお、例年は関係機関の職員に御同行いただいておりますが、今年は新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した実施要領により、当消防組合のみで実施します。

## 2 実施日

令和3年1月26日（火）以降

※文化財により実施日が異なりますのでご注意ください。

## 3 実施要領

(1) 文化財を所有（管理）する関係者に対し、事前に「自主検査表」を送付し、自主検査を実施していただきます。

(2) 自主検査終了後、日程・場所等を調整して、当消防組合の職員が検査結果を確認します。

(3) 不備事項等がある場合は、必要に応じて現地を確認する予定です。

## 4 文化財防火デーについて

昭和24年1月26日、現存する世界最古の木造建造物である法隆寺の金堂が炎上し、壁画が焼損したことなどを契機として、翌年に文化財保護法が制定されました。その後、昭和30年に当時の文化財保護委員会（現文化庁）と国家消防本部（現消防庁）が1月26日を「文化財防火デー」と定め、文化財を火災、震災その他の災害から守るため、文化庁、消防庁、都道府県、市区町村教育委員会、消防本部、文化財所有者等が連携・協力し、全国で文化財防火運動が展開されています。

問合せ

光地区消防組合消防本部 予防課

担当：芝田 しばた 竜也、鯨吉 つぐよし 優 ゆう

TEL：0833-74-5602 FAX：0833-74-5611